

公立陶生病院敷地内薬局設置・運営事業者募集のお知らせ

公立陶生病院敷地内薬局設置・運営事業者の募集について、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

平成30年10月3日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 募集内容

公立陶生病院敷地内薬局設置・運営事業者

(2) 事業場所

ア 所在地

瀬戸市西追分町160番2の一部 公立陶生病院敷地内

イ 貸付面積

9,635.04㎡のうち病院の指定する場所を含む薬局設置に必要な部分

(3) 貸付期間

工事着工月の初日から15年とする。

(4) 薬局開局の時期

平成32年1月初旬（予定とし、現在実施している建替事業の外構整備の竣工時期に合わせる。ただし、建替事業の進捗に伴い、開局時期がずれることもあり得る。）

(5) 募集概要

敷地内薬局設置・運営事業者は、病院が指定する土地の一部を事業用定期借地権設定契約に基づき借り受け、病院と協議のうえ、必要な施設整備を行い、公立陶生病院の患者をはじめとした病院利用者及び地域住民のための保険調剤薬局（以下「薬局」という。）の運営業務を行うもの。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

本公募に応募することのできる者は、単独事業者（以下「参加事業者」という。）又は複数の事業者で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、参加事業者又は参加グループには、薬局の運営事業者を少なくとも1社含むこと。なお、参加グループの場合は、代表事業者と構成員で構成することとし、その代表事業者及び構成員は、他の応募者として重複参加することはできない。

(1) 基本事項

参加事業者又は参加グループの構成員（代表事業者を含む。）のいずれも、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 公募開始の日から業者選定までの間において、公立陶生病院組合指名停止取

扱要領第3条による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

(2) 同種業務の実績

薬局の運営事業者については、愛知県内において薬局を公募開始の日まで継続して5年以上開設している実績を有し、必要な有資格者を配置して薬局を開設・運営できる者であること。

(3) その他

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者ではないこと。

イ 公募開始の日から業者選定までの間において、国又は地方公共団体から取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

3 公募型プロポーザル参加資格の確認等

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり持参により提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

なお、公募型プロポーザル参加資格の適否については、平成30年10月19日（金）に資格確認申請者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

(1) 資格確認申請書等の配布期間

平成30年10月3日（水）から平成30年10月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 資格確認申請書等の提出期間

平成30年10月4日（木）から平成30年10月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出場所

公立陶生病院 総合企画部経営戦略室

(6) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 企画提案書の提出方法等について

公募型プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公立陶生病院敷地内薬局設置・運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を受け、企画提案書を次のとおり持参により提出しなければならない。

(1) 募集要項の配布期間

平成30年10月3日（水）から平成30年10月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 配布場所

公立陶生病院 総合企画部経営戦略室

(4) 企画提案書の提出期間

平成30年10月22日（月）から平成30年11月1日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(5) 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(6) 提出部数

正本1部 副本7部

(7) 提出場所

公立陶生病院 総合企画部経営戦略室

(8) その他

ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

5 公募型プロポーザル実施・業者選定に係る条件

(1) 資格確認の結果、公募型プロポーザル参加資格を有する者が1社である場合又は公募型プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則として公募型プロポーザルを執行するものとする。

(2) 公募型プロポーザルを実施した結果、運営事業者に相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社が不採用となる場合もある。

6 その他

(1) 「公立陶生病院敷地内薬局設置・運営事業者募集のお知らせ」に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、公立陶生病院組合契約規則等の定めによる。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがある。

(3) 問い合わせ先

公立陶生病院 総合企画部経営戦略室

瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-1656（直通）